

～ 武雄市制施行20周年記念を盛り上げよう ～

記念ロゴを使った 「冠事業」を募集します

「記念ロゴ」



記念ロゴの特徴

武雄に伝わる **プルシアンブルー** の青を基調としたデザイン

国重要文化財「武雄鍋島家洋学関係資料」の1つにプルシアンブルー色の絵具があります。江戸時代後期の日本絵画に大きな影響を与えた絵具で、非常に貴重なものでもあります。このプルシアンブルーの色を20周年の20やTAKEOの文字に使用しています。

武雄市公式ロゴと組み合わせたデザイン

武雄の魅力や目指すまちの姿を分かりやすく表現した「公式ロゴ」と組み合わせることで、武雄のイメージと公式ロゴにこめられた

何かを始めるきっかけを伝えるデザインとしています。



使用については裏面やたけおPortalをご覧ください。

▲詳細は **こちら**

たけおPortalサイトや要領
ご確認ください。

【申請・問い合わせ先】

武雄市企画部企画政策課 電話:0954-23-9325 メール:kikaku@city.takeo.lg.jp

武雄市制施行20周年記念「冠事業」を募集します

武雄市は、令和8年3月1日に市政施行20周年を迎えます。

そこで令和8年3月1日から令和9年3月31日を記念事業期間とし、市内で開催される事業やイベントに冠をつけて、一緒に市制施行20周年を盛り上げていただく事業を募集します。

1. 対象事業

冠事業の対象となる事業は、下記のいずれにも該当する事業です。

- ・学術、教育、文化、スポーツ等本市の行政方針と合致していること。
- ・原則として本市の区域内で開催されること。
- ・広く市民を対象としていること。
- ・政治的又は宗教的な目的を有していないこと。
- ・営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないものであること。
- ・公益性が認められること。
- ・公序良俗に反しないこと。
- ・申請者及び構成員が暴力団、反社会的勢力と認められる者等でないこと
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業でないこと。

2. 冠の種類

冠を使用することができる種類は、次のとおりです。

- ・武雄市制施行20周年記念事業
- ・武雄市制施行20周年記念
- ・武雄市制施行20周年
- ・チラシ表面「記念ロゴ」

3. 申請等の手続きの流れ

- ・申請者は、申請書（様式第1号）を企画政策課へご提出ください。
- ・審査の上、決定通知書を申請者に通知します。
- ・冠事業の内容を変更や中止しようとする場合は、武雄市企画政策課へご相談ください。
- ・冠事業完了後30日以内に市へ実績報告書（様式第3号）をご提出ください。

4. その他

- ・申請いただいた事業は、冠事業として市公式ホームページや広報等に掲載する場合があります。
- ・冠事業としての財政支援や職員の派遣等はありません。
- ・詳細はたけおポータルサイトや要領をご確認ください。

5. 申請先及びお問い合わせ先

武雄市企画部企画政策課 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10

TEL : 0954-23-9325

FAX : 0954-23-3816

E-Mail : kikaku@city.takeo.lg.jp



▲詳細は**こちら**
たけおポータルサイトや要領を
ご確認ください。